

日本知的財産仲裁センター支援委員会
委員長 玉 真正 美

日本知的財産仲裁センターが平成10年4月1日に設立されて早くも3年9ヵ月が経過しました。この間、合計21件の申立がなされており、そのうち、仲裁は2件、他の19件はすべて調停の申立となっています。特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権に関する申立の年度別の内訳は、下の一覧の通りです。下の一覧中、調停における「和解成立」とは、調停人の示した調停案に両当事者が合意したもので、通常、和解契約書が作成され、調停人が証人としてこれに署名押印します。

調停における「不成立」とは、調停人の調停努力にも拘らず、当事者間に和解成立の見込みがないと認められ、調停手続を終了したものをいいます。また、調停における「取り下げ」とは、申立人または相手方の一方または双方からの申立の取下げによるものですが、取下げ後、当事者同士により和解が成立した場合や相手方が調停申立に応諾しない場合も含まれます。

このように、当事者同士の和解を含めて和解が成立したものは7件あり、終結した事案14件に対し50%ということになります。

尚、「本センターにおける調停手続及び仲裁手続は、これを非公開とする」と規定されている（調停・仲裁規則第4条）ので、内容についてここで明らかにすることはできません。但し、近いうちに本センターの研究目的で、当事者からの同意を得て仲裁または調停の事案について公表したいと考えています。

また、平成12年10月より本センターでは、JPNIC が取り扱う JP ドメイン名に関する紛争処理の申立を受付けており、殆どの事件について裁定が下されています。その裁定内容は次の機会にご報告します。

	事件番号	手続	分野	日数	回数	終結結果
1	1998年 1号	調停	商標権	184	7	和解成立
2	" (関IP) 1号	調停	商標権	123	5	和解成立
3	" (関IP) 1号	調停	特許権	100	2	不成立
4	" (関IP) 2号	調停	特許権	504	9	和解成立
5	1999年 1号	調停	意匠権	79	3	和解成立
6	" 2号	仲裁	特許権		7	係属中
7	" (関IP) 3号	調停	特許権	211	6	不成立
8	" (名古屋IP) 1号	調停	特許権	131	4	和解成立
9	" (名古屋IP) 2号	調停	特許権	205	6	取り下げ(当事者同士による和解成立)
10	2000年 1号	調停	商標権	308	3	取り下げ
11	" 2号	調停	特許権	191	1	不成立
12	" 3号	調停	特許権		4	係属中
13	" (関IP) 1号	仲裁	特許・実用新案権		4	係属中
14	" (名古屋IP) 1号	調停	特許権	71	0	取り下げ(相手方不応諾)
15	2001年 1号	調停	商標・著作権	29	0	相手方不応諾
16	" 2号	調停	商標権			関西支部へ移管(両当事者の合意)
17	" 3号	調停	特許権		2	係属中
18	" (関IP) 2号	調停	商標権	139	2	和解成立(2001年第2号)
19	" (関IP) 3号	調停	著作権	39	0	相手方不応諾
20	" (関IP) 4号	調停	意匠権			相手方に応諾・不応諾を打診中
21	" (関IP) 5号	調停	特許権			相手方に応諾・不応諾を打診中

問い合わせ(累計) : 1,285件 有料相談(累計) : 7件